

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤となる制度です。

現在、マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策など、法令や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

税務署に提出する、所得税等の確定申告書や個人事業の開業届出書などには、マイナンバーの記載が必要です。

また、報酬や不動産の賃借料などの支払に係る法定調書にもマイナンバーの記載が必要です。そのため、これらの支払を受ける場合は、支払をする方に対し、マイナンバーを提供する必要があります。

なお、マイナンバーを提供する際には、本人確認（番号確認及び身元確認）のため、提供先である税務署や支払をする方などに対し、本人確認書類の提示又は写しの提出が必要になります。マイナンバーカードをお持ちの方は、カード1枚で本人確認が可能です。マイナンバーカードをお持ちでない方は、例えば、マイナンバーが記載された住民票若しくは通知カード（通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限る）と身元確認のための顔写真付きの身分証明書の提示又は写しの提出が必要です。

マイナンバー制度については、デジタル庁ウェブサイトにて点字・大活字広報誌「マイナンバー制度のご案内」([https://www.digital.go.jp/policies/mynumber\\_resources/](https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/)) もありますので、併せてご利用ください。